

# デジタル経済下における国際課税研究会 中間報告書（概要）

我が国が「投資立国」※として持続的に成長を続けるため、日本企業が外国企業と内外で公平に競争できる税制を構築する観点から、OECD/G20等での国際合意(最低税率課税等)の国内法化や残された課題(国内デジタル市場における外国企業等に対する課税等)について検討(座長：田近栄治一橋大学名誉教授)。

※海外子会社から親会社への配当等の所得収支（約20.1兆円）は、経常収支黒字（約20兆円）に寄与。

## 日本企業の競争状況と基本的な考え方

- 内外市場で、外国企業と比べて価格競争力・商品開発力に課題。国内デジタル市場では、外国企業の独占・寡占が進行。
- 市場国に支店等がない／租税回避のため無形資産を軽課税国に移転するデジタル企業等と大きな税負担格差あり。
- **国際課税制度の変革を通じて、内外市場における日本企業と外国企業との公平な競争環境を実現する。**これによって、**日本企業が投資原資となるキャッシュフローを確保し、リスク投資の促進を通じて、国際競争力の強化につなげる。**

### 国際的議論の背景・方向性

#### 市場国への課税権配分（ピラー1）

【現状】市場国では支店など物理的拠点がないため課税できない。

【対応】大規模かつ高利益の多国籍企業の利益の一部を市場国に配分。デジタル売上税(DST)等の廃止を調整。

#### グローバル最低税率課税（ピラー2）

【現状】収益源の無形資産は軽課税国の子会社に移転され、本国でも課税できない。法人税率引下げ競争にもつながる。

【対応】最低税率(15%以上)を設定し、海外子会社の不足分を本国で追加課税。

### 今後の対応の方向性

- **国際合意内容(ピラー1)の早期発効に期待。**
- 残された課題として以下を検討。
  - **外国企業による越境取引(オンラインゲーム等)に対する消費税の適正化。**
  - **外国企業の日本子会社等による租税回避対策を必要に応じて強化。**
  - **万が一、ピラー1の発効が遅れた場合の備えも検討が必要との指摘。**
- **最低税率課税を主要国が導入すればグローバルに公平な競争に寄与。**
- 今後の最終合意や国内法化に当たって以下を検討。
  - **導入時期は主な競争相手国(欧米、中韓等)との関係を考慮。**
  - **現地に実体ある事業(製造業等)の税負担への配慮。**
  - **既存のCFC税制(外国子会社合算税制)との関係整理及びその簡素化。**海外M&A等の海外事業活動の円滑化。
  - **国内における無形資産の形成及び利用を促進する税制のあり方。**